

火災予防上の命令を受けている防火対象物

松阪地区広域消防組合

消防機関が、立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

松阪地区広域消防組合では、命令を行い公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方の安全のためにお知らせしています。

令和6年3月14日更新

項目	内容
防火対象物の所在地	三重県松阪市日野町589番地1、590番地1、590番地2、590番地3、590番地4、590番地5
防火対象物の名称	株式会社八幡屋呉服店
命令を受けた者	株式会社八幡屋呉服店 代表取締役 別所 孝雄 別所 孝雄
命令年月日	令和6年3月14日
命令の内容	令和6年7月23日までに、屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。